

報告第17号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月5日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

| | |
|---------|---------------------|
| 損害賠償額 | 16,038円 |
| 相手方 | 小松島市中田町勤務の女性 |
| 事故発生年月日 | 平成29年7月11日 |
| 事故発生場所 | 小松島市芝生町字内開146番地の1地先 |

事故の概要

小松島市芝生町字内開146番地の1地先 T字路を公用車が北に向けて走行していたところ、東から西に向けて走行していた相手方車両と接触し、公用車後方右側部分と相手方車両の前方左側部分を一部破損したものの。

平成29年8月17日 専決第8号

小松島市長 濱田 保徳